

◎ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（平成三十年度及び平成三十一年度における後期高齢者負担率） 第十一条の二 平成三十年度及び平成三十一年度における法第百条 第三項に規定する後期高齢者負担率は、百分の十一・一八とする。</p>	<p>（平成二十八年度及び平成二十九年度における後期高齢者負担率） 第十一条の二 平成二十八年度及び平成二十九年度における法第百 条第三項に規定する後期高齢者負担率は、百分の十・九九とする。</p>